

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件

## 近畿（大阪）国民年金 事案 6544

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年9月まで

妻である私は、結婚した昭和48年4月頃、それまで加入していなかった夫婦の国民年金の加入手続をA県B市役所で行い、国民年金保険料の納付を開始した。

その後、私たち夫婦は、昭和48年10月頃にA県C市D区（現在は、E区）で事業所を開業し、当初はB市の自宅から通っていたが、同年12月に同事業所近くのD区へ引っ越した。その際の夫婦の国民年金の住所変更手続は、私が同区役所において行い、それ以降の国民年金保険料の納付も、私が同事業所近くのF銀行（現在は、G銀行）で行っていたので、納付記録に未納は無いはずである。

私たち夫婦は、自営業であることから、結婚後は年金の重要性を理解しており、結婚後の全期間はきっちり納付しているので、夫の申立期間が未納とされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月にB市において夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦は、同年4月以降60歳に到達するまでの国民年金保険料について、それぞれの申立期間を除き全て納付しており、婚姻後の期間において、夫婦の保険料の納付を行っていたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、「昭和48年12月にB市からC市D区へ引っ越した際、私が夫婦の国民年金の住所変更手続を同区役所で行い、以降の夫婦の国民年金保険料も納付した。」旨陳述しており、申立人の妻の国民年金手帳の住所欄を見ると、D区への住所変更日は昭和48年12月27日と記載され、申立人の妻が所持する領収証書を見ると、その妻は、同年10月から同年12月までの保険料を上記住所変更日と同日に同区役所の窓口で納付していることが確認できる上、申立人夫婦に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立期間直後の49年10月以降の保険料も現年度納付していることが確認でき、申立人の妻の陳述と符合する。

さらに、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料について、オンライン記録によると、申立人の妻は、上記領収証書により、平成25年3月18日に日本年金機構H年金事務所において納付済みに記録が訂正されており、それまでは、当該期間は申立人と同様に未納期間として取り扱われていたことがうかがえる。

加えて、申立期間のうち、昭和49年1月から同年9月までの国民年金保険料について、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、夫婦共に未納とされているところ、前述のとおり、申立人の妻はD区において、国民年金の住所変更手続を行っているにもかかわらず、同区を管轄するI社会保険事務所(当時)への当該特殊台帳の移管日が住所変更手続日(昭和48年12月27日)からおおむね1年後の同年11月22日とされており、同台帳では同年8月から51年4月までの期間が不在被保険者として取り扱われていた記載が確認できる上、当該不在被保険者期間中である申立期間直後の49年10月から50年3月までの保険料が、現年度納付として記録されているなど、前述の記録訂正と併せ、この当時において、行政機関側の申立人夫婦に係る年金記録管理に不備があったことがうかがえる。

これらのことから、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料についても、その前後の期間と同様に納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年9月まで

私は、結婚した昭和48年4月頃、それまで加入していなかった夫婦の国民年金の加入手続をA県B市役所で行い、国民年金保険料の納付を開始した。

その後、私たち夫婦は、昭和48年10月頃にA県C市D区（現在は、E区）で事業所を開業し、当初はB市の自宅から通っていたが、同年12月に同事業所近くのD区へ引っ越した。その際の夫婦の国民年金の住所変更手続は、私が同区役所において行い、それ以降の国民年金保険料の納付も、私が同事業所近くのF銀行（現在は、G銀行）で行っていたので、納付記録に未納は無いはずである。

私たち夫婦は、自営業であることから、結婚後は年金の重要性を理解しており、結婚後の全期間はきっちり納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月にB市において夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦は、同年4月以降60歳に到達するまでの国民年金保険料について、それぞれの申立期間を除き全て納付しており、婚姻後の期間において、夫婦の保険料の納付を行っていたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「昭和48年12月にB市からC市D区へ引っ越した際、私が夫婦の国民年金の住所変更手続を同区役所で行い、以降の夫婦の国民年金保険料も納付した。」旨陳述しており、申立人の国民年金手帳の住所欄を見ると、D区への住所変更日は昭和48年12月27日と記載され、申立人が所持する領

収証書を見ると、申立人は、同年10月から同年12月までの保険料を上記住所変更日と同日に同区役所の窓口で納付していることが確認できる上、申立人夫婦に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立期間直後の49年10月以降の保険料も現年度納付していることが確認でき、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立期間直前の期間である昭和48年10月から同年12月までの国民年金の記録は、上記領収証書の提出により、平成25年3月18日に日本年金機構H年金事務所において納付済みに記録が訂正されており、申立期間と隣接するD区へ転入した当初の期間が未納期間として取り扱われていたことがうかがえる。

加えて、申立期間の国民年金保険料について、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、夫婦共に未納とされているところ、前述のとおり、申立人はD区において、国民年金の住所変更手続を行っているにもかかわらず、同区を管轄するI社会保険事務所(当時)への当該特殊台帳の移管日が住所変更手続日(昭和48年12月27日)からおおむね1年後の昭和49年11月22日とされており、同台帳では同年8月から51年4月までの期間が不在被保険者として取り扱われていた記載が確認できる上、当該不在被保険者期間中である申立期間直後の49年10月から50年3月までの保険料が、現年度納付として記録されているなど、前述の記録訂正と併せ、この当時において、行政機関側の申立人夫婦に係る年金記録管理に不備があったことがうかがえる。

これらのことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料についても、その前後の期間と同様に納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14151

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月21日から同年8月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、B社から関連会社のA社に異動した時期であるが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間とその前後の期間において、B社及び関連会社であるA社に継続して勤務していたことが認められ、申立人から提出された源泉徴収票から、同社における勤務開始日は昭和57年7月21日であることが確認できる。

また、申立期間当時に前述の両社の総務事務全般を担当していた者は、「申立人は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間も継続して厚生年金保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和57年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和57年6月に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している7人のうち、雇用保険の加入記録が確認できた5人全員が、同年7月21日に同社における雇用保険被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間においても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において、A社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14152

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も継続して同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された従業員カード及び同社B事業所に係る被保険者台帳並びに同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年5月25日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和47年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤って申立人の資格取得日を昭和47年6月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年12月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年12月から14年7月までは53万円、同年8月から15年8月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月1日から15年9月1日まで  
② 平成15年9月1日から16年3月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成13年12月から14年7月までは53万円、同年8月から15年5月までは59万円と記録されていたところ、同年6月9日付けで、申立人の資格取得日（平成13年12月1日）に遡って、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の複数の元同僚が、同社の実質的な経営者はB社の社長で、A社はB社の子会社的存在であり、経理及び社会保険事務は同社が行っていた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、前述の遡及減額訂正が行われた前年に、A社の元同僚一人及びB社の元従業員3人について、過去2回の定時決定時の標準報酬月額を遡及して引き下げる不自然な訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成15年9月頃から社会保険料を滞納していることが確認できる上、前述のB社の代表取締役が、「社会保険事務所から、標準報酬月額の減額訂正処理について教示を受け

た。」旨陳述している。

加えて、商業登記簿の記録によると、申立人がA社の役員であったことはない上、同社の元同僚二人は、「申立人はC業務を担当しており、経理及び社会保険事務には関与していなかった。」と陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成13年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成13年12月から14年7月までは53万円、同年8月から15年8月までは59万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、オンライン記録によると、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）において、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、当該処理については、遡及しておらず、社会保険事務所が事実即さない届出であると認識していたことはうかがえないことから、不合理であったとは言えない。

また、前述のB社の代表取締役は、「遡及訂正処理後の社会保険事務所への届出は、標準報酬月額を9万8,000円として届出し、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」旨陳述しているところ、申立人から提出された平成15年12月の給与支払明細書に記された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年1月30日及び同年5月31日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を、同年1月30日は5万円、同年5月31日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月18日  
② 平成16年1月30日  
③ 平成16年5月31日

年金事務所から賞与支払に関する事実確認の通知が届き、A社から支給された申立期間の賞与の記録が無いことが判明した。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該期間の賞与を標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B銀行から提出された申立人名義の普通預金元帳の写し及び元同僚に係る賞与明細書を検証した結果から判断すると、申立人は、申立期間②及び③において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（平成16年1月30日は5万円、同年5月31日は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成24年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からの回答も無く、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、前述の普通預金元帳の写しを見ると、申立人が主張する平成 15 年 12 月 18 日に A 社から端数の無い 10 万円の入金が確認できる。

しかしながら、同僚の一人は、「A 社における賞与は、給与と同時に月末に振り込まれていた。」と陳述している上、前述の同僚に係る平成 15 年 12 月の賞与明細書を見ると、賞与から所得税及び社会保険料が控除されたことにより、支給額に円単位の端数が生じていることを踏まえると、当該入金について、賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは推認し難い。

また、前述のとおり、A 社は平成 24 年 1 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主からも回答が無いことから、申立人の申立期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14155

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 18 日は 13 万 1,000 円、同年 12 月 18 日は 16 万円、16 年 7 月 21 日は 17 万円、同年 12 月 20 日は 19 万 1,000 円、17 年 7 月 20 日は 16 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 18 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 7 月  
④ 平成 16 年 12 月  
⑤ 平成 17 年 7 月  
⑥ 平成 17 年 12 月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表及び元同僚から提出された賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の元同僚から提出された賞与支払明細書に記されている支払日から、それぞれの賞与支給日を、申立期間①は平成 15 年 7 月 18 日、申立期間②は同年 12 月 18 日、申立期間③は 16 年 7 月 21 日、申立期間④は同年 12 月 20 日、申立期間⑤は 17 年 7 月 20 日、申立

期間⑥は同年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の取引明細表の振込額及び前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料の控除の状況から、平成15年7月18日は13万1,000円、同年12月18日は16万円、16年7月21日は17万円、同年12月20日は19万1,000円、17年7月20日は16万1,000円、同年12月20日は18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①から⑥までにおいて、A社に係る被保険者全員についての賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について届出をしておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14156

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

私は、A社で昭和27年6月21日から36年7月20日まで継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間は、A社C事業部（D工場）が閉鎖されることに伴い、同社E工場に転勤した時期で、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金精算通知書、B社から提出された社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C事業部から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人はA社C事業部が廃止されたことに伴い、同社E工場に異動したと陳述しているところ、異動先の同社同工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月2日であることから、申立人の同社C事業部における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業部における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 14157

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで  
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。  
申立期間には、A社本店に所属して同社C支店の開設準備に従事しており、同社本店から同社C支店へは、昭和38年9月23日の同社C支店開設と同時に異動した。当該期間も継続して同社に勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録、D健康保険組合の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し(昭和38年9月23日にA社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社C支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において厚生年金保険が適用されており、厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 14158

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月28日から同年8月8日まで

年金記録確認第三者委員会からの照会により、A社の同僚が厚生年金保険の加入期間について申し立てていることを知り、年金事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。

私は、申立期間も継続してA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事資料、A社C工場及び同社本店における同僚の陳述並びに同僚提出の給与支給明細票から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（A社C工場から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C工場の人事担当者の提出の申立期間当時の社内報に、同社C工場から申立人を含む19人が、昭和41年7月28日に同社D工場に赴任した旨が記されていることから、同年7月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14159

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は26万円、同年12月10日は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立期間①に係る標準賞与額については26万円、申立期間②に係る標準賞与額については25万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 14160

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで  
A社には昭和49年3月31日まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。  
当該期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社会保険事務担当者の陳述から、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記社会保険事務担当者は、「申立人の保険料控除を確認できる資料は無いが、申立人は昭和49年3月31日まで当社に在籍していたと考えられることから、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31

日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14161

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月31日から同年4月1日まで  
昭和31年5月にA社に入社し、36年1月13日まで1日の空白も無く勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和35年4月1日にB市C区のA社から同市D区の同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（所在地は、B市C区）における昭和35年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14162

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和36年8月にA社に入社し、定年まで継続して勤務していたが、途中で一度も退職していないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているので、調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、同社の回答、C健康保険組合の加入記録、申立人から提出された「D資料」及び「E資料」などから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年10月21日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月19日から同年4月1日まで  
年金事務所の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間にA社D支店から同社C支店に転勤となったが、継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年3月19日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14164

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もA社から支給された申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、当該期間の標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳、B県C市から提供された申立人に係る平成21年度市県民税賦課資料、申立人から提出された平成20年支給の一部の期間に係る給与支給明細書、賞与支給明細書及びA社の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、預金通帳により確認できる賞与振込額並びに平成21年度市県民税賦課資料等から推認できる賞与額及び保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年11月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社C工場から同社D工場に異動した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者一覧台帳、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和29年7月1日であることを踏まえると、同日までは同社C工場において被保険者資格を継続すべきであったと考えられることから、申立人の同社C工場における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和29年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社から提出された被保険者資格喪失届

(写)の資格喪失年月日が昭和 29 年 6 月 1 日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14166

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所の記録ではA社に勤務していた期間のうち、B地域からC地域に転勤した際の厚生年金保険の加入記録に空白が生じているが、申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことに間違いはないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿、健康保険・厚生年金・失業保険台帳の記載内容及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、(A社からA社C地域に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「当時の当社B地域事業所が、資格喪失届の日付を誤った可能性が高いと考えられる。」と陳述していることから、昭和41年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを確認できる関連資料が無いため不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和41年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難い

ことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月14日は13万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日  
② 平成15年8月12日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年8月11日  
⑤ 平成16年12月21日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間において賞与の支払があり、それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与台帳、普通預金元帳及び税務関係資料により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月14日は13万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成20年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月14日は23万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日  
② 平成15年8月12日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年8月11日  
⑤ 平成16年12月21日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間において賞与の支払があり、それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与台帳及び普通預金通帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月14日は23万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成20年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14169

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成5年8月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月24日から6年1月1日まで

私は、平成4年12月から13年7月までの期間、継続してB社及びA社に勤務したが、B社からA社に転籍となった際の申立期間に係る被保険者記録が無いとされていることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成5年8月24日である上、申立人に係る申立期間当時の雇用保険の被保険者記録がA社で確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等検索簿によると、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、常時使用されていた従業員が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年6月まで

私は、母から、私の年金を掛けてくれている旨聞いていた。また、母が市役所のA窓口で、私の国民年金保険料を納めているのを見たこともある。

母が、私の将来のことを考え、私の国民年金保険料を納めてくれていたことは間違いないので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録における各種の氏名検索及び当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、ほかに手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとされる申立人の母は既に亡くなっており、具体的な状況は不明であるほか、申立期間当時、申立人と同居していたその兄に当時の事情を聴取したが、兄は、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたか否かについてははっきりした記憶は無いとしている。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（福井）国民年金 事案 6547

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年に国民年金制度ができたときに、A県B町C地域（現在は、D市）では地区長から説明があり、夫が同年4月頃に、E地区にあった役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

申立期間当時、夫が150円の国民年金保険料を地区長宅に持って行ったことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和36年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は40年4月に払い出されていることが確認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB町の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和40年4月1日に申立人が国民年金の任意加入被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金保険料が150円であったと申し立てているが、申立期間のうち、昭和39年12月までの保険料は100円であるところ、申立人からは保険料が100円であったとする陳述は無い上、申立期間の保険料が150円となるのは、40年1月以降であるところ、この時期は、申立人が任意加入被保険者資格を取得した同年4月と近接しており、保険料が150円であったとする申立人の記憶の時期と符合する。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、昭和35年11月から36年4月までの国民年金手帳記号番号払出簿の目視を行い、また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から平成元年3月まで

私は、退職した昭和50年5月頃に、A県B市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、定期的に自宅に来る集金人に、母が自身の保険料と合わせて納付してくれていた。

母が、自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付しなかったとは考えられないので、申立期間について未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の昭和50年5月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、加入手続は平成2年1月17日に行われ、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和50年5月9日に遡って、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。この場合、申立期間のうち、同年5月から62年9月までの期間は、当該加入手続時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和62年10月から平成元年3月までの期間に係る国民年金保険料は、当該加入手続時点において過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料を納付していたとされるその母は、現在病気療養中であることから、同人に当時の状況について直接確認することができないため、申立期間当時における具体的な保険料の納付の状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行

ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年3月までの期間、同年4月から59年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び60年1月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から56年3月まで  
② 昭和56年4月から59年3月まで  
③ 昭和59年7月から同年9月まで  
④ 昭和60年1月から61年2月まで

私は昭和53年4月から父が自営する会社で働いていたので、母が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料も両親の分と一緒に集金人に納付してくれていたと思う。

申立期間当時、年金については母に任せており、私は関与していないが、私の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた両親については、申立期間と同じ期間に係る保険料が納付済みと記録されているのに、私だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市において昭和60年9月18日に払い出されていること、また、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿により、国民年金の被保険者資格は56年4月1日に遡って取得していることがそれぞれ確認できる。この場合、申立期間①は、国民年金の未加入期間となることから、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間②について、前述の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和60年9月時点において、申立期間のうち、58年6月以前の国民年金保険

料は、時効により制度上、納付することができない。

また、申立期間②、③及び④について、前述の払出し時点においては、申立期間②のうち昭和58年7月から59年3月までの期間、申立期間③及び申立期間④のうち60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は、過年度保険料となることから、集金人に納付することができず納付書により納付することになるが、申立人は、「申立期間を含む私の国民年金保険料は、母が、自分たち夫婦の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと思う。」と申し立てており、上述の実情と符合しない。

申立期間④について、申立人は、当該期間のうち、昭和60年4月から61年2月までの期間を含む申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料の納付に関与していない上、当該期間の保険料を納付していたとされる申立人の母は病気のため同人から事情聴取できないため、当該期間当時の納付状況等について確認することができない。

また、申立期間①、②、③及び④は、合計89か月と長期に及んでおり、このような長期にわたって、行政側が国民年金保険料の収納記録の事務処理を繰り返し誤ったとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から62年5月まで  
元妻の両親が、A県B市役所において、私と元妻との婚姻届を代理で行うと同時に、私の国民年金の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その元妻の両親が、申立人と元妻との婚姻届を代理でB市に提出した際に、当該届出に併せて一括納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の戸籍謄本により、当該婚姻届出日は昭和62年10月\*日であることが確認でき、この届出時点において、申立期間のうち、60年10月から62年3月までの保険料は、過年度保険料となるため、現年度保険料のみを収納していた同市において一括納付することができない。

また、申立人のオンライン記録を見ると、昭和63年6月20日付けで、過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該発行時点において、申立期間には未納期間があったと判断できることから、このことは申立人の元妻の両親が申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする主張と符合しない。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時の具体的な状況は不明である上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿にも申立期間の保険料は未納と記録されており、当該記録は年金事務所の記録と一致しているほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（大阪）国民年金 事案 6551

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から9年5月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が平成10年6月頃に、手元にあった過年度納付書を用いてA県B市内の金融機関で一括納付してくれた。

妻は、納付した金額をはっきりとは覚えていないが、20万円台後半から50万円以内であったと思うと言っている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人に基礎年金番号が付番されたのは平成9年5月26日であり、当該付番に併せて、申立期間を含む7年5月から9年3月までの過年度保険料に係る一括納付書が、納付期日を同年6月末日までとして発行されたと推認されることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料について10年6月頃に一括納付したと主張しており、当該納付時期は、当該納付書による納付期限を1年以上過ぎていることから、申立期間の保険料は、同納付書を使用して納付することはできない。

また、前述の納付書とは別の過年度保険料納付書を用いて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、そのためには、別の過年度納付書の発行が必要となることから、申立人及びその妻は、当該納付が可能な納付書の発行を依頼したか否かの記憶が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、B市内の金融機関において20万円台後半から50万円以内を納付したと主張しているが、その主張する額は申立期間に係る実際の保険料額と相違している上、納付窓口となった金融機関名も覚えておらず、同人の申立期間の保険料納付に係る記憶は明確でない。

加えて、昭和 59 年 2 月以降は、記録管理業務がオンライン化され、電算機による納付書の作成、光学式文字読取装置（OCR）による領収済通知書データの入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成 9 年 1 月以降は、基礎年金番号制度が導入されたことに伴い、記録漏れ及び記録誤りは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（大阪）国民年金 事案 6552

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から46年5月まで

私の国民年金の加入手続は、20歳になったときに両親のどちらかが行ってくれたと思うが、申立期間の国民年金保険料は自宅に来る集金人に自身で納付していた。当時は仕事をしていて経済的に余裕があったので、無理なく保険料を納付することができた。集金人は、保険料を現金で受け取り、私の年金手帳に領収印を押していた。

当時の年金手帳は現在所持していないが、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月に申立人の元夫と連番で払い出されていることが記されており、申立人が20歳になったときに、その両親のどちらかが国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、前述の国民年金手帳記号番号の払出しの頃に、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続が行われるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、当該加入手続時点を基準とすると、申立期間のうち、大半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が前述の納付できない期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和35年10月に、夫とA県B町（現在は、C町）にあった夫の実家の近くで生活し始め、36年7月に入籍したが、40年頃に、1か月ほど実家に帰っていたことがあった。

私の父親は真面目できちっとした人であったこともあり、私のことを心配して、このときに私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたのではないかと思うが、父親から私の国民年金の加入手続き及び保険料納付についての話を聞いたことは無い。

このときの国民年金手帳は、B町役場で受け取ったのか、地区のD組織員が持ってきてくれたのかのどちらかだとは思いますが、現在は手元に無く、どうして紛失したのか分からない。現在、保管している手帳は、昭和43年9月30日に再交付されたものである。

私の申立期間の国民年金保険料は父親が納付してくれていたと思うので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が昭和40年頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付について、申立人の父親から話を聞いたことは無いとしている上、父親は既に死亡しているため陳述を得ることはできないことから、申立人の加入手続き及び保険料納付についての申立期間当時の具体的な状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月10日にB町で払

い出されていることが確認できることから、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、36年4月から37年9月までの保険料は時効により納付することができない上、同年10月から39年3月までは過年度納付、同年4月から43年3月までは現年度納付が可能であるが、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で作成された国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧点検したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は7年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から11年4月まで

申立期間の国民年金保険料については、当初、未納であったが、私は、未納のままで2年以上経過すると保険料が納付できなくなることを知っていたので、A社会保険事務所（当時）の窓口において、1年分又は2年分に分けて納付したはずである。

未納にならないように注意して納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、1年分又は2年分に分けて納付したと申し立てている。

しかし、申立人のオンライン記録を見ると、平成13年6月27日に、申立期間直前の6年12月から8年3月までの申請免除期間の国民年金保険料が追納されている上、同日に、申立期間直後の11年5月から13年3月までの保険料も過年度納付されていることが確認できることから、当該追納及び過年度納付の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこととなる。

また、オンライン記録を見ると、申立人及びその妻の申立期間を除く平成6年12月から19年9月までの期間の国民年金保険料の収納年月日は一致している上、申立期間の保険料については、申立人と同様にその妻も未納とされているところ、申立人及びその妻から、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、申立人の協力が得られず、具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、A社会保険事務所の窓口において1年分又は2年分に分けて納付したと主張しており、当時、

社会保険事務所の窓口において納付が可能であったのは過年度保険料であることから、申立期間の保険料を納付したとする時期は平成9年5月以降であったものと考えられるところ、当該時期は基礎年金番号制度が導入された同年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務は電算化され、記録管理の強化が図られていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号等が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年3月まで

私は、高校を卒業後、昭和46年4月から家業を手伝っていたので、国民年金の加入手続は、多分、母がA県B市役所に出向いて行ってくれたと思う。

その後の国民年金保険料は、母が自宅兼事業所に定期的に来る集金人に、家族3人分の保険料を納付していたはずである。

私は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないが、母が自分たち夫婦の保険料を納付していたのであれば、両親と同居し、家業を手伝っていた私の保険料も一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の申立期間の国民年金保険料は、母が自宅兼事業所に定期的に来る集金人に、納付してくれていたはずである。」旨申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月7日にB市において払い出されており、当該払出時期からみて、申立期間のうち、同年2月及び同年3月の国民年金保険料は過年度納付、同年4月から49年3月までの保険料は現年度納付が可能であるところ、申立人から、申立期間の保険料を遡って納付したとする陳述は得られない上、同市によると、国庫金となる過年度保険料は取り扱っていなかったとしている。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人及びその両親に係るB市の国民年金検認カードの検認記録欄を見ると、申立人の両親は収納月の押印が確認できるが、申立人には当該押印が無く空欄である上、申立人及びその母親に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の母親は納付済

みとなっているが、申立人は空欄となっており、それぞれの当該名簿には、昭和 55 年に記録の照合を行ったことを示す「55 照合」の押印が確認できる。

さらに、申立人及びその母親から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、申立人は国民年金の加入手続及び加入当初の保険料の納付には関与しておらず、これらを担っていたとする申立人の母親は高齢のため、申立期間当時の具体的な陳述を得ることはできないことから、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から同年12月まで

私は、平成9年2月頃に、A県B市役所において国民健康保険の加入手続を行った際、担当者から国民年金も一緒に加入しなければならないとの説明を受けた記憶があるので、国民年金の加入手続も行ったと思うが、詳細については覚えていない。

私は国民年金保険料を納付した記憶が無いので、母に当時の事情を確認したところ、覚えていないとのことであったが、母は私の保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、平成9年7月28日に同年2月1日付けの国民年金被保険者資格の取得処理が行われていることが確認できることから、当該資格取得処理の時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「私は、国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の加入手続について説明を受けた記憶があり、国民年金の加入手続も行ったと思うが、詳細については覚えていない。また、私は保険料を納付した記憶が無いので、母が保険料を納付してくれたと思うが、母は申立期間の保険料納付について覚えていないと言っている。」旨陳述している上、申立人は、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親への連絡は控えてほしいとしていることから、申立期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を受け取った記

憶は無いと陳述しており、申立人からも申立期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務は電算化され、記録管理の強化が図られていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人に係る国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号等が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14170

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 30 日  
② 平成 16 年 1 月 30 日  
③ 平成 16 年 5 月 30 日

年金事務所から同僚の賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が届いたことにより、A社における申立期間に支給された賞与の記録が無いことが判明した。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に賞与の支払があり、当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたと主張している。

しかしながら、A社は平成 24 年 1 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答が無く、申立人の申立期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人が申立期間同時に居住していたB市に照会したが、申立人の申立期間に係る住民税申告書等の資料は保管されていない上、A社の経理事務を受託していた税理士並びに同社の破産事件に係る申立代理人及び破産管財人は、「A社に係る資料は保管しておらず、申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。」旨陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の賞与明細書を保管していない上、賞与振込預金口座の賞与振込額に係る賞与支給額の調査に応じられないとしていることから、賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額を推認することもできない。  
このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準賞与額に

基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨回答を受けた。同社には、昭和17年5月に入社し、同社の敷地内に所在したC学校に通学しながら勤務していた。

労働者年金保険法が適用となった昭和17年6月1日以降の申立期間について、労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の後に勤務したD社に提出し、後日返してもらったとする履歴書、同社から提出された職歴書及び元従業員の陳述から判断すると、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時のA社に関する資料は保管しておらず、当社には当時を知る者もいないため、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認できない。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録のある元従業員のうち、申立人を記憶していた前述の元従業員は、「申立期間当時の労働者年金保険等の取扱い及び申立人の保険料控除等の事情については、何も分からない。」と陳述しており、同人から申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司及び後輩等について、数人の姓名又は名字を記憶しているところ、そのうち、申立人をA社に紹介したとする上司及び二人の後輩については、いずれも死亡又は所在不明のため、これらの者から申立期間当時の事情等について聴取することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14172（京都厚生年金事案 841 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月下旬から同年 9 月 24 日まで  
② 昭和 44 年 10 月 26 日から 45 年 3 月末日まで

A社に勤務していた元同僚の申立てに関連して、年金記録確認第三者委員会から照会を受け、私の同社に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が1か月しかないことが分かった。同社には昭和44年4月頃に入社し、1年間程度勤務していたのに、加入期間が短いことは納得できないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、49年12月に解散している上、当時の事業主も所在不明のため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者記録の有る元従業員に照会したが、申立人を記憶している者は無く、これらの者から、申立人の当該期間における勤務の状況等について確認することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿において申立期間①とは別の期間に被保険者記録が有り、申立人が名前を挙げた同僚は、「自身は、昭和42年頃から47年頃まで約5年間、A社に勤務した。申立人は、自身より先に退職した。」旨陳述しているところ、同被保険者名簿における同人に係る厚生年金保険の被保険者期間は2か月のみであることから、A社では、従業員について必ずしも全ての

勤務期間を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、当該期間のうち、昭和44年12月1日から45年4月1日までの期間に係る申立てについては、申立人が勤務したとする事業所における元従業員の陳述及び雇用保険の加入記録から、同事業所における申立人の勤務実態が確認できないとして、既に年金記録確認京都地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年7月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

ところで、今回、申立人は、申立期間②のうち、昭和44年12月1日以降についてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、前述のとおり、昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これ以降に適用事業所となった記録も確認できず、49年12月に解散している上、当時の事業主も所在不明のため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において被保険者記録の有る元従業員に照会したが、前述の一人を除き申立人を記憶している者は無く、これらの者から、申立人の当該期間における勤務の状況等について確認することができず、そのほかに年金記録確認京都地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人がA社において勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（和歌山）厚生年金 事案 14173

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月10日から28年9月26日まで

夫の船員保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。申立期間について、夫は船舶所有者A氏のB船に乗って勤務し、C職としてD業務に従事していた。

夫の船員手帳を提出するので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された申立人の船員手帳によると、申立人がB船（船舶所有者は、A氏）のC職として、昭和25年5月10日に雇い入れられ、28年9月26日に雇い止めされていることが記載されている。

また、年金事務所の記録から、申立期間当時、船主がA氏となっている船舶は、E船、F船、G船及びH船の4隻が確認できるところ、前述の船員手帳に記されている船長名から、申立人は申立期間の始期にF船に乗って勤務していたことがうかがえる。

しかし、F船に係る船員保険被保険者名簿において、同船は、申立期間の途中に当たる昭和27年2月1日に船員保険の適用船舶ではなくなっていることが確認できる。

さらに、昭和25年4月から26年11月までF船に乗ったと陳述する者に係るオンライン記録によると、同人の同船における船員保険被保険者期間は、同年3月から6か月間のみであることが確認できるところ、別の船員は、「D業務では、I職長が船員の手配及び船員保険の加入等を取り仕切っていたが、

乗組員を船員保険に加入させるか否かについて船長と協議しており、船員保険に加入していない者もいたと思う。」旨陳述していることから判断すると、船舶所有者A氏に係る船舶では、必ずしも全ての乗組員について船員保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、船舶所有者及び申立期間当時に前述の4隻に係る乗組員の手配等を仕切っていたとされる複数のI職長については、所在が不明のため、これらの者から申立期間当時における申立人の勤務実態及び船員保険料控除等について、確認することができない。

また、船舶所有者A氏に係る前述の4隻のそれぞれの船員保険被保険者名簿において、いずれにも申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14174

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から29年5月上旬まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。  
申立期間については、A社にC職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人が昭和29年5月上旬まで同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料が現存しないため、申立人の在籍、厚生年金保険への加入状況及び保険料控除については不明であるが、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から、保険料を控除することは考えられない。」と回答している。

また、A社において、申立期間の直後に厚生年金保険の被保険者記録が有る元従業員の一人名は、「当時、A社では、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。その間の給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」旨陳述している上、当該元従業員が保管する申立期間当時の給与明細書を見ても、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間に係る給与から、厚生年金保険料を控除されていたとは考えられない。

さらに、申立人と同職種のC職としてA社に入社したとする元従業員は、「私は、昭和29年10月8日にD資格証を取得した後A社に入社した。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該元従業員に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和30年2月21日と記録されている。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（福井）厚生年金 事案 14175

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から30年6月まで

夫の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

夫は昭和24年3月からA社に勤務しており、同社の同僚の陳述もあるので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の役員及び同僚の陳述から、申立人が昭和24年頃から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人の妻が名前を挙げた上記同僚は、「申立人は、申立期間において、毎年冬場の4か月ないし6か月の間、他県の別の事業所に出稼ぎに行っていたので、継続してA社に勤務していなかった。また、申立期間当時、申立人は正社員以外の勤務形態であったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨陳述している。

また、複数の同僚が、申立人と同じ業務に従事していた従業員であるとして名前を記憶している者の中には、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録を確認できない者が複数存在する。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14176（奈良厚生年金事案 739 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から28年12月5日まで

前回、A社又はB社の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時）に確認申立てを行い、認められなかったが、この度、自宅に「年金記録確認のお願い」のはがきが送付されたことから、再度、申立てを行うことにした。

今回の申立てでは、新たな資料としてA社又はB社で勤務していた当時の写真及びC学校同窓会会員名簿を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人がA社における業務内容並びに事業主及び同僚の氏名を正確に記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるものの、同事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立人が、「昭和28年12月にA社が閉鎖され、当時勤務していた7人のうち私を含む5人が、関連会社であったD社に移籍した。」と述べているところ、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該5人のうち申立人を含む4人について、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、いずれの者もA社における厚生年金保険の加入記録が確認できないこと、iii) 申立人の記憶するA社の事業主は死亡しており、他の同僚についても連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた状況が確認できないこと等を理由として、既に年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、A社の同僚と写したとする写真及びC学校同窓会会員名簿を提出しているが、これらの資料からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほかに、年金記録確認奈良地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14177（福井厚生年金事案 65 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月30日から27年3月1日まで

昭和21年4月に、隣人の紹介でA社B工場へ就職し、同社の事業主が変わってC社と社名変更した後も、27年3月に結婚する直前まで、同事業所に継続して勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、昭和21年6月30日にA社B工場で厚生年金保険被保険者資格を喪失したことであり納得できないので、年金記録確認福井地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。」として、訂正不要と判断された。

今回、新たな資料として、昭和22年ないし23年頃にA社B工場の慰安旅行で同僚と写した写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 同僚等の陳述から、申立人が申立期間当時、A社B工場及びC社D工場に継続して勤務していた可能性が高いが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和21年4月1日に資格を取得、同年6月30日に資格を喪失と記録されており、申立期間における申立人の記録は無く、同様にC社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間における申立人の記載は無い上、両事業所の健康保険整理番号に欠番が無いこと、iii) A社B工場及びC社D工場は全喪しており、申立期間当時の資料等が保存されていないため、申立てに係る事実を確認すること

ができないこと等を理由として、既に年金記録確認福井地方第三者委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 19 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、昭和 22 年ないし 23 年頃に A 社 B 工場の慰安旅行で同僚と写したとする写真を提出していることから、当該写真に写っている現住所が判明した 3 人のほか、同社 B 工場及び C 社 D 工場の元従業員 18 人（双方の工場にいた 8 人を含む。）に対して照会を行ったが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を A 社 B 工場及び C 社 D 工場の事業主により給与から控除されていた事情がうかがえる回答は得られなかった。

また、前述の写真に写っている同僚のうち、申立人が名前を記憶している 17 人について、A 社 B 工場に係る前述の被保険者名簿における被保険者資格を見ると、うち 5 人が昭和 21 年 12 月末日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほかに、年金記録確認福井地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14178

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 53 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 47 年夏頃に A 社（現在は、B 社）に入社したが、同社の事務担当者から、入社後 3 か月間は社会保険に加入させないと聞いた記憶があるので、同年 10 月頃から厚生年金保険に加入したと思う。

しかし、年金事務所の記録によると、申立期間の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主及び元同僚の陳述並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、入社時期は明らかではないものの、申立人は、申立期間の一部について同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A 社において、申立期間及びその期間後約 8 か月までに厚生年金保険の被保険者記録が有り、雇用保険の被保険者記録が確認できる 17 人について、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者の資格取得日を比較すると、いずれも一致しておらず、このうち 16 人については、厚生年金保険被保険者の資格取得日の方が 4 か月以上遅くなっている。

さらに、同僚照会により、自身の入社日を記憶していると回答した同僚のうち、入社日から約 16 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私は、入社後、長く社会保険に加入していなかったが、健康保険被保険者証が必要となり、社会保険に加入してもらった。厚生年金保険に加入するまでの期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述し

ている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14179（滋賀厚生年金事案 759 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月から36年10月1日まで

私は、昭和34年7月にA社に入社した。当時は、健康保険に加入していない会社もあったので、会社が健康保険に加入していることが大きな入社条件だった。しかし、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は36年10月からとなっているので、年金記録確認滋賀地方第三者委員会（当時）に記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回の再申立てに当たり、新たな資料等はないが、申立期間当時、A社に勤務していた同僚と連絡が取れれば、新たな情報が分かるのではないかと思うので、再度、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の上司及び申立期間に勤務していた同僚の陳述から、入社した時期は明らかではないものの、申立人が昭和34年7月頃からA社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は、50年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、上記の上司及び同僚に聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況に係る陳述が得られないこと、ii) オンライン記録によると、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得者については、数人ずつが同一日に資格を取得している状況が見受けられることから、申立期間当時の同社では、一定期間に入社した従業員の被保険者資格の取得を、まとめて行っていた可能性が考えられること、iii) 事情を聴取できた同僚の中には、申立期間当時の同社では、試用期間が有り、入社してすぐに厚生年金保険に加入できなかったと陳述する者も見られること、iv) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、

健康保険整理番号に欠番も無く、同名簿の記録に不自然な状況はうかがえないことなどから、年金記録確認滋賀地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等はないが、申立期間当時、A社に勤務していた同僚と連絡が取れれば、新たな情報が分かるのではないかと思うので、再調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人と同様に、昭和 36 年に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、所在の確認できた 6 人の同僚(前回の申立てにおいて、既に照会した者を含む。)に照会したところ、回答が得られた 4 人の同僚のうち、資格取得日よりも前に入社したと記憶する同僚からは、自身の入社日から資格取得日までの期間に厚生年金保険料が控除されていたという陳述は得られなかった上、申立人の申立期間に係る保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述も得られなかった。

このほかに、年金記録確認滋賀地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14180

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 55 年 2 月まで  
A社(現在は、B社)に正社員として勤務し、C業務等に従事したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間はA社において勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。」と申し立てている。

しかし、B社は、「申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料は、保存期間経過のため保管していない。」としており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に資格を取得し、連絡先が判明した 31 人に照会し、13 人から回答が得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、A社が、当時加入していたD厚生年金基金及びE健康保険組合に照会したが、いずれも、「申立人の加入記録は無い。」としている。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿によると、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、念のため、類似名称事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、不自然な点も見られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14181

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 10 月 5 日まで

夫が昭和 47 年頃に作成し、A機関（当時）に提出した資料の控えによると、B社（現在は、C社）に 27 年 4 月 1 日から同年 10 月 5 日まで勤務していた記載があるにもかかわらず、同社の厚生年金保険の加入記録が無い。夫の友人も、夫からB社で勤務していたことを聞いたことがあると言っているので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったか調べてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がD事業許可申請時にA機関に提出したE申請書及び複数の同僚の陳述により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、B社において勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等の状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間前後を含む期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した元従業員 14 人に照会したところ、回答が得られた 6 人のうち 5 人は、「入社後、試用期間があった。」、そのうち 1 人は、「F職で未経験者は試用期間が長かった。」とそれぞれ陳述している上、当該 5 人（F職未経験者 2 人を含む。）については、自身が記憶する入社日と被保険者の資格取得日との間

に、約1か月ないし2年の空白期間が見られることから、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い上、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。